

調査の概要

1 調査の目的

本調査は、平成 16 年 4 月に改正された被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)(以下「支援法」という。)の附帯決議に基づき、この法律の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えるため、「被災者生活再建支援金」の支給の運用状況、課題等を調査・分析することを目的として実施した。

<参考> 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(平成 16 年 3 月 18 日 衆議院災害対策特別委員会)

政府は、本法施行に当たり、特に次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

(前略)

- 1 居住安定支援制度等の充実を図るため、本法の施行後 4 年を目途として、制度の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること。

(平成 16 年 3 月 29 日 参議院災害対策特別委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1、～ 5、(略)

- 6、居住安定支援制度等の充実を図るため、本法の施行後 4 年を目途として、制度の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること。

2 調査の構成

上記の目的により、以下の調査を実施した。

(1) 被災世帯調査

調査の対象

平成 16 年及び平成 17 年に自然災害により被災し、支援法の適用を受け、かつ、支援金の支給のあった被災世帯の申請者。

調査対象世帯数

調査対象世帯の合計は 1,444 世帯である。府県別の調査対象世帯数は以下に示すとおりである。

新潟県	711 世帯
福井県	10 世帯
静岡県	34 世帯
三重県	8 世帯
京都府	9 世帯
兵庫県	373 世帯
岡山県	12 世帯
広島県	4 世帯
山口県	1 世帯
香川県	17 世帯
愛媛県	35 世帯
福岡県	12 世帯
佐賀県	5 世帯
宮崎県	203 世帯
鹿児島県	10 世帯
合計	1,444 世帯

調査項目

(被災者生活再建支援金制度全般について)

- ・住家被害の状況
- ・申請書の記入に対する市町村職員の支援について
- ・申請書の記入がし易いかどうかについて
- ・「被災者生活再建支援金」が振り込まれた時期、必要となった時期

(生活関係経費について)

- ・支給を受けたか
- ・支給を受けない(受ける予定がない)理由
- ・用途及び金額
- ・限度額まで支給を受けたか
- ・限度額まで支給を受けない(受ける予定がない)理由
- ・対象物品以外で自費で購入・修理したもの
- ・申請期間
- ・「概算支給制度」の利用状況
- ・「概算支給制度」を利用しない(利用する予定がない)理由
- ・「概算支給制度」が役に立ったか
- ・大規模半壊世帯において自費で購入・修理した物品等

(居住関係経費について)

- ・支給を受けたか
- ・支給を受けない(受ける予定がない)理由
- ・用途及び金額(全壊、半壊解体、長期避難世帯)
- ・用途及び金額(大規模半壊世帯)
- ・限度額まで支給を受けたか
- ・限度額まで支給を受けない(受ける予定がない)理由
- ・申請期間
- ・「概算支給制度」の利用状況
- ・「概算支給制度」を利用しない(利用する予定がない)理由
- ・「概算支給制度」が役に立ったか

(被災者生活再建支援金制度全般について)

- ・支給限度額について
- ・支援制度全般に対する意見について

(その他生活再建全般について)

- ・住宅をどのように再建した(再建する予定)か

- ・ 再建に要した費用について
 - ・ 資金の借入れについて
 - ・ 賃貸住宅入居者の家賃について
 - ・ 公的支援制度について
- 等

調査の方法

被災世帯の申請者に調査票を郵送配布し、郵送で回収した。

(2) 被災市町村調査

調査の対象

平成 16 年及び平成 17 年に被災者生活再建支援制度の対象となり、支援金支給実績があった市町村の担当部局。

調査対象市町村(85 市町村)

新潟県	長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、燕市、魚沼市、南魚沼市、分水町、出雲崎町、川口町、刈羽村
福井県	福井市、鯖江市、越前市、池田町
静岡県	沼津市、熱海市、伊東市、伊豆の国市、牧之原市、西伊豆町
三重県	大台町
京都府	舞鶴市、宮津市、京丹後市、加悦町、伊根町
兵庫県	神戸市、姫路市、洲本市、豊岡市、赤穂市、西脇市、三木市、南あわじ市、朝来市、淡路市、上郡町、佐用町
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、寄島町
広島県	呉市
山口県	岩国市、美川町
香川県	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、内海町、三木町、綾上町、綾南町
愛媛県	新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市
高知県	四万十市
福岡県	福岡市、福津市、宇美町、岡垣町、志摩町
佐賀県	佐賀市
宮崎県	宮崎市、都城市、延岡市、日向市、西都市、国富町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	垂水市、錦江町

調査項目

- ・制度の住民に対する周知方法と被災から周知までの日数
- ・制度の住民に対する説明方法と被災から説明までの日数
- ・被災世帯から多かった質問
- ・申請書類の受付体制を整えた時期と実際に受理しはじめた時期
- ・制度についての意見等
- ・申請書類や事務手続きの改善すべき点
- ・制度の説明会についての意見等

調査の方法

担当部局に調査票を郵送配布し、郵送で回収した。

(3) 被災府県調査

調査の対象

平成 16 年及び平成 17 年に被災者生活再建支援制度の対象となり、支援制度の事務作業を行った府県の担当部局。

調査対象府県(16 府県)

新潟県、福井県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県

調査項目

- ・制度の市町村に対する説明実施状況
- ・市町村から多かった質問
- ・制度の住民に対する周知方法と被災から周知までの日数
- ・被災世帯から多かった質問
- ・制度についての意見等
- ・申請書類や事務手続きの改善すべき点
- ・制度の説明会についての意見等

(以降、単独の被災者支援事業を実施している府県のみ質問)

- ・単独支援事業の概要について
- ・制度の市町村に対する説明実施状況
- ・市町村から多かった質問
- ・制度の住民に対する周知方法と被災から周知までの日数
- ・被災世帯から多かった質問

調査の方法

担当部局に調査票を郵送配布し、郵送で回収した。また、一部の自治体については担当者から聞き取り調査を実施した。

3 調査の実施期間

平成 18 年 2 月～平成 18 年 3 月

4 調査の実施主体

内閣府の委託を受けて、財団法人都道府県会館が実施。

5 回収状況

- (1) 被災世帯 53.5% (773 / 1,444 世帯)
- (2) 被災市町村 90.6% (77 / 85 市町)
- (3) 被災府県 93.8% (15 / 16 府県)

6 本報告書の注意点

- (1) 本報告書中の百分率は、小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、合計は 100% にならない場合がある。
- (2) 本報告書における自由回答などの記載内容については、回答者によって制度に対する理解が十分でない場合もあり、誤解に基づいた回答となっている等のケースもあることから、調査結果の利用にあたってはこの点に関する注意が必要である。

調査結果の概要

1 被災世帯調査

(被災者生活再建支援金制度全般について)

申請書の記入に関しては、市町村職員の手助けを受けた人が約9割となっている。また、自由回答でも「申請手続きや制度が難しい」といった意見が見られる。

支援金が振り込まれた時期について、申請書を市町村に提出してから2ヶ月以内に受け取った世帯が約4割となっている。前回調査(平成16年度)では約7割であるが、これは、平成16年の法改正により制度が拡充し、支給項目が増加したことや、平成16年度は災害が多発し、申請件数が集中したことなどが原因と考えられる。

(生活関係経費について)

生活関係経費の受給が可能な世帯のうち、生活関係経費の「支給を受けた」または「今後支給を受ける予定がある」と回答した世帯は94.0%であり、約9割となっている。また、その中で「支給限度額まで支給を受けた」または「今後限度額まで支給を受ける予定がある」と回答した世帯は90.5%であり、約9割の世帯で支給限度額まで支給を受けることとしている。

概算支給制度に関しては、「利用した」または「今後利用する予定」と回答した世帯は63.2%であり、約6割の世帯が利用している(利用する予定である)。また、制度を「利用した」と回答した世帯のうち、約9割は「役に立った」と回答している。

(居住関係経費について)

居住関係経費の「支給を受けた」または「今後支給を受ける予定がある」と回答した世帯は63.3%であり、約6割となっている。また、その中で「支給限度額まで支給を受けた」または「今後限度額まで支給を受ける予定がある」と回答した世帯は76.2%であり、約8割の世帯で支給限度額まで支給を受けることとしている。

居住関係経費の「支給を受けていないし、今後も支給を受ける予定がない」と回答した世帯の理由としては、「家を再建しない(できない)」「制度の対象とならない」などの理由があげられた。

概算支給制度に関しては、「利用した」または「今後利用する予定」と回答した世帯は56.6%であり、約6割の世帯が利用している(利用する予定である)。また、制度を「利用した」と回答した世帯のうち、約9割は「役に立った」と回答している。

(被災者生活再建支援金制度全般について)

支給限度額(及びその要件)についての自由回答では、様々な意見が寄せられたが「支給額を引き上げてほしい」という意見が多く見られた。

支援制度全般についての自由回答では、「申請手続きや制度が難しい」「生活関係経

費と居住関係経費の区分の廃止、用途制限の廃止」といった意見が多く見られた。

(その他生活再建全般について)

住宅の再建方法については、「補修(工務店等に外注)」(31.3%)が最も多く、次いで「被災した住宅の敷地内に再建設」(29.0%)となっている。

住宅の再建等に要した費用については、「住宅の解体・撤去・整地費」(47.5%)が最も多く、次いで「住宅建設、購入費」(47.1%)、「住宅の補修費」(43.3%)となっている。

2 被災市町村調査

被災世帯に対する周知・説明は、多くは直接文書や口頭で通知している。

本制度については、多様な意見が寄せられているが、最も多い意見は支援対象世帯となる収入要件の見直しであった。

<支給対象世帯の要件について>

- ・収入要件の撤廃、世帯員数に応じた収入要件の設定など、支給対象世帯の要件見直しについて、意見が出されている。

3 被災府県調査

市町村に対する制度の説明は、ほとんどが1回実施であるが、複数回実施しているところもある。

制度については、住宅本体の建設・補修費について支援対象とすることや、支給対象世帯の要件見直しといった意見などが出された。